

比丘の労働に関する考察

井 上 綾 瀬

0. はじめに

全ての些事をなげうって修行に集中するのが比丘の望ましい姿とされるが、実際に修行生活をおくる場合には様々な生活に関わる労働が発生する。労働に関しては、佐々木閑氏が「日常の雑務」¹⁾として紹介した、僧院の掃除などの雑務を請け負うアーラーミカの制度があるが、本論はアーラーミカがいない（布施されていない）場合の比丘の日常の作業について論じる。

比丘がどのような労働を行っていたのか、また、それには対価があったのかという点を考察する。比丘が対価を求めて労働する因縁譚が薬鍵度に存在する。さらに、比丘が対価を求めず生活の利便性を向上させるための労働を行う記事も、律文献には散見できる。その律文献の記述を基に、サンガが生活に関する「労働」をどのように考えていたのかを考察した上で、さらに、比丘が「労働」として僧院の仏教美術に関与していた可能性を指摘したい。まず、現在十分に周知されていない、比丘の生活の一面としての具体的な労働の内容を紹介する。

1. 比丘が一般社会に対価を求める労働

薬鍵度には、元理髪師父子の記事が現存し²⁾、比丘が報酬を求めて経済活動をした事例であると言える。出家前に理髪師であった父子が、世尊にお粥を布施するため理髪師の技を活かして在家者の散髪を行い、報酬としてお粥の材料をもらう、というものである。この因縁譚の最後では、出家前の職業に関する道具であるかみそりの破棄が命ぜられる。このエピソードは各律文献に見られ、それぞれで詳細は異なるが、話の筋は一致している。

この因縁譚からは「比丘は対価を得るために出家前の技術を活かして一般人のために働いてはならない」というルールが伺える。また、理髪師であった比丘にかみそりの保持を禁止しているが、これは「理髪師のかみそり」を禁じたので

あって、「かみそり一般」は認められていたと考えるべきであろう。というのも、出家者は剃髪を求められていたので、かみそりを保持すること自体を禁止したとは考えにくいからである。

以上は一般社会から対価を得ることに関する規定であるが、比丘尼に報酬を求めることも、経分別（波羅堤木叉）において禁止されている。波逸提第 24 条では、比丘が報酬（衣服、飲食、臥具、医薬など）のために比丘尼に教誡してはならないことが条文化されている。

加えて注目すべきは、父子の因縁譚そのものである。この記事には、律との矛盾や注目に値する内容がいくつかある。以下、各律文献を比較した。

〈表 1〉

	舞台	主人公	父子の布施動機	布施対象者	散髪される人物
『パーリ律』	アートゥマー	理髪師であった老年出家二人の子供	記述なし	世尊と 1250 人の大比丘衆	家々を回った
『四分律』	アートゥマー	二人の比丘（理髪師である父子が出家した時）	何かを用意して世尊を供養したい	世尊	人
『五分律』	アートゥマー	出家した理髪師父子	居士が三宝を信じず、お粥を布施しない	仏とサンガ	人
『摩訶律』	コーサラ国故石婆羅門聚落	摩訶羅父子（かみそりを持って出家）	世尊が聚落に來られたから	仏とサンガ	衆人、居士
『十誦律』	アートゥマー	父子比丘（父の名前は摩訶羅）	檀越がサンガに供養しない	仏とサンガ	記述なし
『有部律』	カーシ	出家した父子（みすばらしい者）	世尊が肉体的に疲れている	世尊と声聞のサンガ	組合長（家長）

〈表 2〉

	対価として要請するもの	報酬	世尊へ布施した料理	料理を受けて良いかどうか
『パーリ律』	塩、油、米、副菜	塩、油、米、副菜	お粥	記述なし
『四分律』	不明	銭	お粥	記述なし
『五分律』	物	不明	お粥	記述なし
『摩訶律』	米、豆、酥、油、石蜜	米、豆、酥、油、石蜜	種々のお粥	食べてはいけない
『十誦律』	胡麻、うるち米、小豆、磨沙豆	胡麻、うるち米、小豆、磨沙豆	胡麻油粥、乳粥、二種の豆粥、素のお粥	記述なし
『有部律』	大麦粥	副菜、主食	副菜、主食	食べてよい

対価に関する内容を検討する。注意点は、報酬として受け取ったものと、布施

(184)

比丘の労働に関する考察（井 上）

したものが異なるということである。『パーリ律』『十誦律』では、報酬としてもらった材料と、布施したお粥というように実際に内容が異なっており、調理者に関しては「お粥を準備した」とのみ記されているので誰が調理したのか明らかでない。アーラーミカが調理していれば、律のルール上問題はない。しかし『五分律』では父子は物を受け取って「作るべき」だとされており、さらに「物を得て、お粥を準備して」と記されていることから、比丘である父子が調理したことが伺える。比丘の調理についてはすべての律文献で禁止されているため、当該の父子の調理は律に抵触していることとなる。「比丘に調理を認めないこと」は、アーナンダが熱を出した世尊のためにレンコンを調理するという薬健度の記事によって知られている。一方で『有部律』では、対価として調理済みのお粥を要請しており、比丘に調理を禁止している律の条文に抵触していない。なお対価に要請したものと報酬が異なっているのは、理髪師の技術に感服した組合長がお粥よりも上等な料理を報酬として父子に与えたからである。『四分律』では父子が理髪の報酬として銭を受け取っており、比丘に金銭の所持や使用を認めない律のルールと符合しない。銭からお粥までどのような経路で準備されたかは、不明である。

以上の5本の律では、お粥を布施されたサンガが、お粥の素性を知らずにそれを口にしており、世尊からの戒めはない。「布施された食べ物は食べる」という基本的な原則は、布施される前の行為に関わらず一定しているようである。

一方、『摩訶律』においては、この因縁譚で内宿（食料を保存しておくこと）、内煮（食料を僧院で調理すること）、自煮（比丘が調理すること）、客から対価として食料を得ることを全て禁止している。このような方法で入手された粥をサンガに布施された場合には、食べてはいけないことが言及される。また、他の律では、アーナンダのレンコン煮の因縁譚において調理が禁止されるが、『摩訶律』においては父子の記事で禁止されるのも特徴的である。さらに、道具を持った比丘が報酬を受けることに注目せず、そもそもそのような事態になるのを避けるべく、道具を持ったままでは出家させないということになっている（表3参照）。ただし、比丘に報酬を求める労働をさせないという点では、他律と軌を一にしている。

〈表 3〉

	かみそりが禁止される理由	特例として認められるもの
『パーリ律』	出家した比丘として不相応なものを受けとることの禁止（対価）	記述なし
『四分律』	一般人のために剃髪することの禁止	衆僧がかみそりを入手したら保持の許可

『五分律』	対価を受け取る為に一般人の散髪をすることの禁止	記述なし
『摩訶律』	出家前の道具を持っている者には出家の禁止（鍛冶屋、木師、金銀師、皮師、織師などの職人も道具の禁止）	かみそりは借用のみ許可
『十誦律』	正しくない行為の禁止（工師の種々の作具の禁止）	仕立屋の針筒、書記の筆筒、銅人のきり
『有部律』	出家前の技術を示すことの禁止、先祖代々の家業に属する道具の禁止（理髪師の家系なら「かみそり」にあたる）	医者 of 刃物の容器、書記の墨壺、仕立屋の針筒

表3のかみそりが禁止される理由から、出家者が一般人の理髪を行って対価を得ることを禁ずるとともに、そのような事が出来ないようにかみそりの保持を禁止していることが分かる。有部系に属する『十誦律』『有部律』では例外を認めており、生活に必要な仕立ての針などを保持することは許可されている。

これら因縁譚の伝承の違いには、この元理髪師父子の記事が薬鍵度の中でも比較的古いという仮説が考えられる。通常、律内にルール of 矛盾が生まれないように先のルールを踏まえて随犯随制がなされるが、この父子の記事では矛盾がみられる。この父子の記事が、調理の禁止や金銭授受の禁止が律上で明らかにされる前に制定されたと考えれば、制定された時点でこの記事に矛盾がなかったことになる。もし、この記事が新しい記事であった場合には、『有部律』のように整った形で全ての律で知られるはずである。

2. 比丘の出家生活における労働

比丘が専門性の高い労働に従事している姿が文献で確認されるが、これは、出家前の技術を教団内で発揮できたということである。衣や鉢の修理といった細かいより日常的な労働から、精舎の修理という大掛かりな労働まで含まれる。

例えば、捨墮第16条では、布施された羊毛を比丘が運搬し、捨墮第20条では、ウパナンダがボロ布を集めて美しい外衣を作っている。それぞれ、運搬距離の規定や、作った外衣の交換の禁止（交易をして利益をあげることの禁止）が制定されるが、運搬業務や縫製はとがめられない。

また、波逸提第10, 11条では、大地を掘ることや木を切ることを禁じているが、これは比丘の労働が禁止されたのではなく、世間の人々の中には、大地に生息する昆虫や植物に生命が宿ると考えている人がおり、かれらからの批判を避ける為に禁止されたのである。つまり、比丘の中には、大地を掘ったり、木を切っ

たりする技術を持つ者が存在したのである。安居の前には、滞在する精舎の修理をする義務があり（波逸提第 17 条）、比丘たち本人が修理していたことが分かる。

以上のように、比丘が労働と思われる作業を行っても、サンガのためになる場合には禁止されないのである。

3. おわりに

比丘の労働が「許されるか否か」は、労働の「対価、利益」を求めるか、求めないかという点において線引きできる。報酬を一般社会や比丘尼集団に求めて労働することは禁止されており、一方で比丘自身や比丘の属する集団（サンガ）が暮らしやすいように、報酬を求めず行われる労働は禁止されない。

元理髮師父子の記事は比丘に報酬を得る労働を禁じている。これは、経分別で規定されている出家者としてのあり方を示しているが、この記事は薬鍵度の後半で僅かな長さの因縁譚で示される。また、律内（薬鍵度内）の矛盾を孕むが、比較的新しい律といわれる『有部律』では矛盾がないように構成されている。

一方、比丘の生活が垣間みられる因縁譚の中では、比丘が運搬や、縫製、木工、描画、清掃などを行っている。また、それらの労働自体が禁止される事はない。つまり、比丘サンガ内での労働は禁止されない。また、精舎の修繕や描画を比丘が行っていることから、仏教美術の一部を比丘自ら作成する場合があった可能性は否定できない。色を塗る技術や、石を掘る技術をもった出家者が、技術をいかすことは律においては否定されていない。

1) 佐々木閑 [1999] pp.144-148.

2) 『パーリ律』 PTS. *vinaya piṭakam*, vol.1 pp.249-250. 『四分律』 T22 p.874a13-a25. 『五分律』 T22 p.151c10-c17. 『摩訶律』 T22 p.463a17-b2, p.467a10-a17, p.477a18-a20, p.489b28-c8. 『十誦律』 T23 p.193b1-b22. 『有部律』 八尾 [2013] pp.578-579.

〈参考文献〉

佐々木閑 [1999] 『出家とはなにか』 大蔵出版. 平川彰 [1993-1995] 『二百五十戒の研究 I～IV』 春秋社. 八尾史 [2013] 『根本説一切有部律薬事』 連合出版. 宮治昭 [2010] 『インド仏教美術史論』 中央公論美術出版.

〈キーワード〉 律, 薬鍵度, インド, 文化, 元理髮師父子, 労働, 比丘, かみそり
(龍谷大学仏教文化研究所客員研究員, 博士 (文学))